

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>5 苦情の検討の手続</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 契約締結又は契約執行の停止</p> <p>ア 委員会は、原則として、<u>契約締結に至る前の段階での</u>苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、<u>申立て後10日以内に速やかに文書で行う。</u></p> <p>イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(7)～(9) [略]</p>	<p>5 苦情の検討の手続</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 契約締結又は契約執行の停止</p> <p>ア 委員会は、原則として、<u>契約締結に至る前の段階で</u>苦情申立てを<u>受理した場合には</u>、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を速やかに文書で行う。</p> <p>イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てを<u>受理した場合には</u>、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(7)～(9) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	